

教育委員会会議録

平成26年6月5日(木) 午前10時00分 開会

午前10時47分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員

豊島半七委員長、岩月慎自委員、笠松和永委員、佐藤元英委員、松本真理子委員
野村道朗教育長

3 説明のため出席した職員

加古三津代教育次長、岡田信管理部長、竹下裕隆学習教育部長
溝口正己生涯学習監、杉浦慶一郎総合教育センター所長、八木亨総務課長
永井勇一財務施設課長、本荘久晃教職員課長、伊藤良一福利課長
森繁雄生涯学習課長、荻原哲哉高等学校教育課長、高田和明義務教育課長
黒谷厚志特別支援教育課長、鈴木裕健康学習課長、大野芳樹体育スポーツ課長
橋本礼子教育企画室長、山本雅夫文化財保護室長
稲垣直樹総務課主幹、安藤昌弘教職員課主幹、壁谷幹朗教職員課主幹
野村均高等学校教育課主幹、加藤博之義務教育課主幹
吉田伸一特別支援教育課主幹、稲葉均総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

豊島委員長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 委員長報告

なし

6 教育長報告

豊島委員長が各委員に諮り、報告事項3 平成26年度第2回愛知県教科用図書選定審議会の概要については教科書採択の公正確保のため、非公開にて報告を受けることとした。

(1) 平成27年度愛知県公立学校教員採用選考試験の志願状況について

本荘教職員課長が、平成27年度愛知県公立学校教員採用選考試験の志願状況について報告。

豊島委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(松本委員)

中学校教員については、科目別に試験を行うのか。

(本荘教職員課長)

資料における志願者数はまとめて計上されているが、試験は科目別に実施し、科目別に合格者を決定する。

(松本委員)

今回の科目別の志願者数において特徴的な増減はあるか。

(安藤教職員課主幹)

家庭科、英語等、若干の増加が見られる科目もあるが、国語、地理歴史、音楽等の多くの科目において減少している。全体的な志願者数が減少しており、科目による特徴的な増減は見られない。

(松本委員)

適正な採用を行うために必要な志願者数は確保されていると考えてよいか。

(本荘教職員課長)

概ね例年と同程度の倍率となっており、適正な採用のための志願者数は確保されていると考えている。

(豊島委員長)

今後、土曜日の授業実施などの取組みが進められることによって勤務条件が厳しくなると、志願者数が減ることは考えられないか。

(本荘教職員課長)

もともと教員採用試験の志願者は、休日においても部活動指導などの業務があることを承知した上で教員を志している者が多い。民間企業と勤務条件等を比較して迷っている者の志願は減ることがあるかもしれないが、もともと教員を志願している者への影響は少ないものと考えている。

(豊島委員長)

教職員の給与負担を県から政令指定都市へ移譲する取組みが進められており、この移譲によって愛知県と名古屋市の教員において給与に差が生じ、教員採用にも影響が出るのではないかと思うが、このことについての対策を何か考えているか。

(本荘教職員課長)

現段階では、名古屋市の状況がどのようになるのか見込めないため、具体的な対策を考えていない。給与負担の移譲に関する様々な協議を名古屋市と始めた段階であるので、今後、名古屋市の状況を確認しながら検討していきたいと考えている。

(2) 損害賠償請求事件等について

本荘教職員課長が、損害賠償請求事件及び行政文書不開示決定処分取消請求事件の判決言渡しについて報告。

豊島委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(3) 平成26年度第2回愛知県教科用図書選定審議会の概要について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

7 議題及び議事の概要

豊島委員長が各委員に諮り、協議題1 訴えの提起について、協議題2 物品の買入れについては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく事前協議であるため、非公開において審議することとした。

協議題1 訴えの提起について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

協議題2 物品の買入れについて

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

8 通信及び請願

請願第6号 学習指導要領に良く合致した中学校の歴史教科書を採択するように指導することを求める請願

豊島委員長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

また、豊島委員長が各委員に諮り、今後、同一の者から同一の趣旨の請願及び陳情が提出された場合には、当該年度内は教育長において専決処理することが了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(笠松委員)

これまでも議論したことであるが、検定に合格した教科書は、学習指導要領に示す内容を不足なく取り上げ、バランスよく編集されており、また、その選定においては、個々の人物や事象等に関する記述内容を取り上げて比較・検討・評価して判断するのではなく、教科書全体を読み比べ、子どもにとって使いやすい教科書を総合的に判断して採択することが大切であることも、これまでの会議で確認されたことである。

今回の請願の趣旨は、これまでと同一であり、不採択とすることが適当だと思ふ。

(豊島委員長)

今回の請願者からは、以前にも同様の趣旨の請願が提出され審査を行ってきたところであり、今回の請願審査においても、前回と同様の審査結果となったところである。このような請願についても、すべて教育委員会会議において審査することが必要なのか。

(八木総務課長)

愛知県教育委員会事務決裁規程では、「特に重要な請願及び陳情の処理に関すること」は教育委員会の決裁事項と定められているが、それ以外の請願及び陳情の処理に関することは、教育長専決事項となっている。事務局としては、教育委員の了承があれば、今回の請願のように、既に教育委員会会議に諮られた請願と同一の者から同一の趣旨の請願等が提出された場合は、今後、

当該年度内は教育長において処理することとしたいと考えている。

(豊島委員長)

総務課長の発言のとおり、既に教育委員会会議に諮られた請願と同一の者から提出された同一の趣旨の請願等は、当該年度内は教育長において専決処理することとしてはどうか。

請願第7号 中学校の教科書採択について、選定資料の改善を求める請願

豊島委員長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岩月委員)

請願第6号の審査においても確認されたことだが、個々の事項に関する記述について判断するのではなく、子どもたちにとって使いやすい教科書を総合的に判断していくことが大切であるということが基本的な考え方である。

社会科の教科書についても、私もそれぞれの教科書を見せてもらっているが、個々の内容を詳細に確認すると、教科書によって違いはあるものの、どの教科書も学習指導要領に示す内容を不足なく取り上げ、バランスよく編集されているものと思う。

県教育委員会が、選定資料において、個々の具体的な内容についての特徴を示すことは、実際に採択を行う採択地区や市町村教育委員会の意思を尊重しなければならないという観点から疑問がある。また、そのような選定資料を策定するならば、社会科だけでなく、すべての科目において同様の作業が必要となり、それに伴う事務に相当の時間を要することも考慮しなければならない。

県教育委員会としては、請願者の意見のように特徴的な項目の具体的な記載をそれぞれ取り上げて判別するのではなく、各教科書全体の特徴や良さを総合的に捉えることができる選定資料を提供することが大切ではないかと思う。

(高田義務教育課長)

委員指摘のとおり、各教科書は、教育基本法や学習指導要領の目標を達成するため、公正・中立でバランスよく編集されているものと思う。

選定資料の策定においては、請願者の指摘する「学習指導要領との関連」だけでなく、「内容の選択」、「内容の程度」、「表記・表現」等の様々な観点から教科書全体について調査研究し、それぞれの教科書の特徴、良さが分かるようにまとめているところである。

各採択地区や市町村教育委員会では、この選定資料を参考にして各教科書をさらに調査し、各地域や市町村の子どもたちの興味・関心、一人一人の理解に応じた学習展開や学習状況を踏まえ、子どもたちに最も相応しい教科書の選定に努めていると捉えている。

(松本委員)

中学校社会科の教科書は、現在、愛知県では3種類の教科書が使用されて

いると思うが、これは、それぞれの地区において、十分な協議の下に、地区の子どもにあった教科書が選定された結果だと思う。また、この選定において、県が策定する選定資料は非常に重要な役割を果たしているものと思う。

県教育委員会が選定資料を策定するにあたって、最も大切なことは、公平・中立に教科書全体の特徴や良さをまとめることだと思う。そのことによって、採択地区や市町村教育委員会が、地域や子どもたちの様子を十分に踏まえて教科書の採択ができるものと考えている。

(佐藤委員)

検定基準を満たしているとして文部科学省の検定に合格した教科書であっても、そのような教科書の中から愛知県の子どもたちにとって最も相応しい教科書が使用されるように、本県においても十分な調査研究を行う責務がある。

そのために最も大切なことは、教科書を採択する採択地区や市町村教育委員会において、十分に教科書を比較検討できる時間を確保することであると考えている。請願者の意見にもあるとおり、選定資料が少しでも早く採択地区や市町村教育委員会へ届けられることは、とても好ましいものであると思うが、選定資料をできるだけ早く送付するための取組みは行っているのか。

(高田義務教育課長)

事務局としては、国から教科書の見本が届き次第、直ちに調査研究を進め、選定資料を作成し、教科用図書選定審議会での審議後、採択地区や市町村教育委員会の調査研究期間を確保できるように早期の送付に努めている。

選定資料は公平・中立で、採択地区や市町村教育委員会にとって参考資料としての適切さが必要であることから、その作成期間は数週間を要するが、少しでも早く送付できるように最大限の努力をしていきたいと考えている。

9 自由討議 なし

10 その他

(1) 池田宏之氏から「学習指導要領に良く合致した中学校の歴史教科書を採択するように指導することを求める請願」について、井上寛康氏から「中学校の教科書採択について、選定資料の改善を求める請願」について、口頭陳述したい旨の申し出があり、豊島委員長が、会議の冒頭、それぞれ5分以内に限り口頭陳情することを許可した。

(2) 傍聴人 2名